

陳情第 4 号

「川内原発 20 年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情

【陳情趣旨】

九州電力の池辺和弘社長が 4 月 28 日、川内原発 1・2 号機について「運転延長の可否を判断するための特別点検を検討したい」と表明しました。池辺社長は「運転延長についてまだ何も決めていない」「原子炉の健全性を確認したい。結果を見てから決断する」とも述べて、20 年運転延長を明言しませんでした。しかし、「運転延長申請には、特別点検の結果を記載した書類を添付しなければならない」と規定され、特別点検は 20 年運転延長には必要不可欠です。1 号機は 10 月 18 日からすでに特別点検に入っています。2 号機も来年 2 月末には特別点検に入ることから、九電は運転延長に向けいよいよ動き始めたということです。

福島第一原発事故後、「原子炉等規制法」が改正され、原発の「寿命」が初めて 40 年と定められました。一方、原子力規制委員会が認可すれば「1 回に限り最長 20 年延長できる」という例外規定も盛り込まれました。運転延長の認可申請は、稼働 40 年の 1 年前までに行わなければなりません。申請期限は、川内原発 1 号機が 2023 年 7 月 4 日、2 号機は 2024 年 11 月 28 日です。これから運転延長の具体的な動きが加速してくるでしょう。

稼働 40 年を超える老朽原発を、さらに 20 年も動かすことの是非は、住民の大きな関心事です。20 年延長でどのような問題が生じるのか、危険性はないのか、地域社会にどんな変化をもたらすのか、想定される問題にどう対応するのかなど議論すべき課題はきわめて多様かつ複雑です。

国民の 76%が脱原発を、90%が深刻な原発事故を懸念し、さらには県民の 59%が川内原発の「20 年延長」反対の意思を示しています。(いずれも南日本新聞)

私たち市民団体「川内原発 20 年延長を考える会」は、原発を取り巻く様々な課題と、20 年延長に伴う課題について冊子にまとめました。貴議会議員の皆さんにお届けをしたところです。

そこで、貴議会として「20 年運転期間延長」に伴う課題について、早め早めに、調査・研究に取り組み、議会内での情報共有と活発な議論を繰り広げ、また住民への積極的な情報提供に取り組んでいただくことを切望いたします。

「九電が運転延長を明言していないのだから議論の素材がない」「情報がないところで議論はできない」という意見もあるかもしれませんが。しかし九電が具体的に動き出しからでは遅いのです。国内では既に 4 基の原発(関西電力の高浜原発 1・2 号機、美浜 3 号機、日本原子力発電の東海第二原発)が「20 年延長」認可を得ていますから、議論の材料を得ることは可能です。

「20 年運転期間延長」と密接に絡んで、放射能を帯びた使用済み核燃料をどうするか問われます。川内原発の使用済み核燃料プールは 10 年近いうちに満杯になります。20

年も運転延長すれば保管する場所がありません。九電は、玄海原発で進めている「乾式貯蔵施設」を川内原発でも建設することが考えられます。乾式貯蔵施設の安全性については、貴議会でも鹿児島県議会でも一度も議論されていません。乾式貯蔵施設が建設されるなら、鹿児島県がずっと使用済み核燃料置き場となってしまう危険性もあります。乾式貯蔵施設の議論の材料は、玄海原発や四国電力・伊方原発などから得ることは可能です。

使用済み核燃料を再処理した後に発生する高レベル放射性廃棄物はもっと厄介です。万年単位の管理が必要とされています。誰が、どこに、どのように管理するのでしょうか。全く目途が立っておりません。20年運転延長とそれに伴う課題は切り離すことはできません。NUMOも鹿児島県内でも説明会を開くなど、最終処分場解決に国もありとあらゆる方策で迫ってきます。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1. 川内原発の「20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究を早急に開始し、議会での議論および市民への情報提供に取り組むこと。

以上

令和3年11月24日

陳情者 住所 いちき串木野市湊町 3-95
氏名 川内原発 20年延長を考える会
提出代表者 藤島 真紀